

最高裁秘書第749号

令和7年3月18日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月5日に答申（令和6年度（最情）答申第23号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第19号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年7月22日（令和6年度（最情）諮詢第19号）

答申日：令和7年3月5日（令和6年度（最情）答申第23号）

件名：特定日以降の職員配置図の一部不開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

令和5年度の職員配置図（全部署）（4月1日以降の最新版）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年6月3日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和4年4月現在までの最高裁判所の職員配置図記載の氏名は司法行政文書開示請求手続を通じて公開されていたのであるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に定める不開示情報に相当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 苦情申出人は、令和4年4月現在までの最高裁判所の職員配置図記載の氏名は開示されていたため、不開示情報に相当しない旨主張するが、本件対象文書のうち、上記主張に係る氏名記載部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とした理由は以下のとおりである。すなわち、本件対象文書は、いずれも最高裁判所に所属する職員の執務時の着席位置を示した図面であるが、最高

裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、職員の執務時の着席位置を公にすると、特定の職員の事務を停滯させる目的・態様での執務室への来訪等がされることにもつながりかねず、最高裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（法5条6号）がある。そのため、職員の氏名の記載部分を含め、職員の執務時の着席位置が分かる情報は不開示とした。

また、一部の職員配置図の欄外に、職員の氏名及び勤務状態等が記載されているが、これは個人識別情報（法5条1号）に相当することから、不開示とした。

- 2 苦情申出人は、上記のとおり主張するが、最高裁判所の事務の適正な遂行に対する支障を及ぼすおそれの有無や程度は、開示申出がなされた時点の状況によって異なるものであるから、かつて開示されていた情報がその後も当然に開示されるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年7月22日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和7年2月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、原判断において不開示とされた裁判所職員の氏名は、各文書中で各執務室等の配置、形状、規模及び配席に関する情報（以下「配席等情報」という。）の一部として記載されているか、又は別紙記載2の文書の欄外に記載されていることが認められる。

このうち、配席等情報の一部として記載されているものについては、裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、配席等情報を公にすることによって、裁判所の事務を停滯させる目的・態様での執務室への来訪がされる事態を招く可能

性を排除できること等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、配席等情報全体が法5条6号に規定する不開示情報に相当し、その一部である氏名部分も不開示情報に相当する。

また、別紙記載2の文書の欄外に記載された氏名は、法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 裁判部職員配置図（令和五年四月一日現在）
- 2 秘書課職員配置図（令和5. 4. 1）
- 3 広報課職員配置図（令和5年4月1日現在）
- 4 情報政策課職員配置図（R 5. 4. 1現在）
- 5 総務局職員配置図（令和5年4月1日現在）
- 6 デジタル推進室職員配置図（令和5年4月5日現在）
- 7 人事局職員配置図（令和5年4月1日現在）
- 8 経理局職員配置図（令和5年4月21日現在）
- 9 職員配置図（令和5年4月19日現在）
- 10 刑事局職員配置図（令和5年4月5日現在）
- 11 行政局職員配置図（令和5年4月1日現在）
- 12 家庭局職員配置図（令和5年4月5日現在）
- 13 最高裁判所図書館職員配置図（令和5年4月15日現在）
- 14 司法研修所配置図（令和5年4月24日現在）
- 15 裁判所職員総合研修所配置図（令和5年4月1日現在）